

潮 流

労働力の減少と外国人材の受け入れ

常任顧問 岡山 信夫

2016年に生まれた子どもの数（出生数）は97万6979人。1899年に統計をとり始めてから初めて100万人を割り込んだ。出生数と死亡数の差はマイナス33万786人で、戦後最大の減少幅となった。また、合計特殊出生率は前年を0.01ポイント下回り1.44となっている（人口動態統計による）。

「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（社人研）では、総人口は2015年国勢調査による1億2709万人から50年後の2065年には8808万人に減少すると推計され（中位仮定）、総人口が1億人を下回る時期は2053年になる。

生産年齢人口の急速な減少による労働力の減少は不可避であり、2005年に総人口が減少に転じた以降、すでにその対策が様々議論されてきている。なかでも経団連の提言「人口減少に対応した経済社会のあり方」（2008年10月）では、「女性、若年者、高齢者を含む国民各層の労働力率のさらなる引き上げ」、「抜本的な少子化対策の実施」および「わが国が必要とする外国人材の受け入れや定着」・「日本型移民政策の検討」にかかる取組み、を求めている。

同提案の「労働力率（労働力人口 / 生産年齢人口）の引き上げ」は、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月）につながった。一億総活躍プランには、「包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環」、「一人ひとり、それぞれの人生を大切に考える考え方が一億総活躍」などその理念が説明されている。このプランが単なる労働力供給政策に堕することのないよう注視する必要がある。

また、「外国人材の受け入れや定着」についても、動きがある。

第一に、技能実習制度の拡充である。技能実習制度とは外国人が出入国管理法および難民認定法に基づき「技能実習」の在留資格をもって日本に在留し技能等を習得する制度であり、2016年末現在の技能実習生は23万人である（在留外国人238万人の10%）。同制度は「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」の施行により、本年11月から実習生の保護策の整備と同時に実習期間の延長（最長3年から5年へ）や受入れ人数枠の拡大などの制度の拡充がなされる。ただし、制度の目的はあくまで国際協力であり、「労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（同法第3条第2項）とされている。

第二は、先の国会で成立した国家戦略特区法改正法により実現することになった「国家戦略特区における農業外国人労働の解禁」である。こちらは、まさに労働力の需給調整そのものである。一定水準以上の技能を有する外国人が対象とされているが、これまでも受け入れてきた「高度専門人材」ではないことは明らかだ。在留期間は通算3年、外国人と雇用契約を結ぶのは外国人労働者を派遣する特定機関である。なお、先にみた技能実習制度による農業分野の実習生は2016年10月末時点で2万794人である。

特区をきっかけに、「日本型移民政策の検討」が動き出すのではないかと。労働力の不足は今後も続き、それは農業分野にとどまらないのである。